

国際課税における手続法関係の課題

税制調査会専門家委員会国際課税小委員会

2010年10月1日

学習院大学 渕 圭吾

1. はじめに

- 基本的視点・・・納税者の権利保護の確保と適正な納税義務の履行の確保
- 本報告の内容・・・徴収共助（外国租税債権の日本での徴収、日本の租税債権の外国での徴収）を中心に論じる
(cf. 情報交換については租税条約に規定あり)
- 日本法の現状
- 報告者のこれまでの研究との関係

2. 議論の出発点としての「管轄権（jurisdiction）」

- 一般論（国際法における議論）・・・立法管轄権と執行管轄権
- 所得課税の場合・・・1920年代における執行管轄権の理解（(1) 論文参照）
とそれをもとにした「恒久的施設」概念を軸とする現行の国際課税の枠組み（アメリカでのその後の管轄権理解の変遷につき（3）論文参照）。
☞元来、外国での徴収が必要ないような制度設計となっていた。
- 資産の国外移転に対する対応・・・実体法による対応については（1）論文。
手続法では、移転したという事実の報告等（アメリカ）
☞我が国では金銭の移転への対応としては、海外送金等調書がある。

3. 外国判決の承認・執行との関係

- 租税債権は（いかなる点で）特殊か
- ☞租税債権は（特殊な面があるにせよ）基本的には一般の私債権と同じというのが通説。この場面ではどのように考えればよいか。
☞レヴェニュー・ルール（外国租税債権不執行の原則）がそれほど確立した原則ではないことにつき、吉村政穂論文（フィナンシャル・レビュー94号）参考。
- 裁判所を介在させる／させないことの意味・・・外国租税債権の内容について判断する主体として誰（裁判所？行政庁？）が適当か。

4. 徴収共助における法的検討課題

- 対象とする租税債権の範囲・・・所得税のみ？あらゆる租税？

- ☞ 刑事法とパラレルに考える必要があるか？
- 対象とする納税義務者の範囲・・・自国民も含むのか。
- 争訟手続で主張できる瑕疵の範囲・・・自国の租税債権とパラレルに考えるならば実体法に関する争訟は租税債務が生じた国（外国）でということになるか。
- ☞ 租税条約実施特例法 11 条、租税条約では例えば日米 27 条
- 外国租税債権の優先順位

5. まとめ

参考（報告者の国際課税に関するこれまでの研究）

- (1) 「取引・法人格・管轄権—所得課税の国際的側面」法学協会雑誌 121 卷 2 号・127 卷 8, 9, 10, 11 号（10, 11 号は近刊予定）（2004 年, 2010 年）
- (2) 「国際課税と通商・投資関係条約の接点—1920 年代の国際連盟における議論を素材として」ジュリスト 1406 号, 1408 号（2010 年）
- (3) 「外国子会社合算税制の意義と機能」フィナンシャル・レビュー 94 号（2009 年）
- (4) 「匿名組合契約と所得課税—なぜ日本の匿名組合契約は節税目的で用いられるのか？」ジュリスト 1251 号（2003 年）